

まちづくりに関する方針

計画名称	大沢地区まちづくり計画
目標・テーマ	「豊かな自然、農業、ふれあいのある暮らし 住み続けたいまち 大沢」 大沢は、自然環境に恵まれ落ち着いた生活環境であるとともに、一乗寺や法道仙人に縁のある歴史が息づいたまちです。自然や田園風景と調和した集落の景観や環境を維持しつつ、農業環境と調和した土地利用を図り、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていきます。
目標人口	450人（昭和46年以降でピークとなる平成7年の人口） （参考）・450人（平成7年）－320人（平成30年）＝130人 ・130人÷2.19人／世帯（平成30年世帯人数）＝59世帯

項目	まちづくり方針	
1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	<ul style="list-style-type: none"> ・10m（3階）以下とする。
	汚水対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・新築時には合併処理浄化槽の設置を奨励する。 ・事業所や工場等については、生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
2. 集落景観の保全・形成	地区景観計画（基準）の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・建物はできるだけ勾配屋根とする。 ・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、田園風景に調和した落ち着いた色調のものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（色彩の基準：マンセル表色系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相Y・R・R系は彩度6以下、Y系は彩度4以下、その他は彩度2以下、色相Nは認める。 ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。 </div>
3. 公共施設の整備を図る取組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・県道等における歩行者の安全確保を図る。 ・町内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良（隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等）を図る。 ・市道の整備は、有効幅員4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線） ・バス運行などの公共交通の充実を検討する。 ・河川・水路の維持管理を図る。

項目	まちづくり方針
4. その他の施設の整備を図る取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然を活かしてふれあいの場や機会を創出する（カブトムシの里山、タケノコ畑、里山広場、美しい景観づくりなど）。 ・ため池や田園風景、里山などが一体となった自然公園、優れた眺望の活用など、集落の美しい景観づくりに取り組む。 ・河川・水路を守り活かして、ホテルが棲める環境を守る。 ・大沢公会堂を交流の場として活用する。 ・「加古川北インターチェンジ交差点」の整備（景観整備、案内設置等）について検討する。 ・施設整備にあたっては、大沢公会堂からの眺望の確保に配慮する。
5. 安全安心対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な通過交通（県道を迂回する車両等）の制限など交通安全対策を図る。 ・空き地や空き家の適正な管理に努める。 ・土砂崩れなどの対策（土砂災害警戒区域等）を検討する。 ・鳥獣害対策を検討する。 ・廃棄物の不法投棄対策を検討する。 ・県道高砂北条線の整備にあたり、集落や営農環境への影響を最小限に留めるよう環境保全を検討する。
6. 歴史を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・神社、仏閣、文化財、遺跡などまちに残る歴史的資源について周知し、保存・活用に取り組む。 ・「駒の古道」や「大沢の清水」の整備・保存に取り組む。 ・祭りや伝統行事などを次世代に継承する。
7. 自然を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿自然歩道や農道等を活かした散策路の整備について検討する。（4. その他の施設の整備を図る取組みの再掲） ・里山の自然を活かしてふれあいの場や機会を創出する（カブトムシの里山、タケノコ畑、里山広場、美しい景観づくりなど）。 ・ため池や田園風景、里山などが一体となった自然を楽しめる場を創出する（自然公園のようなものなど）。 ・水路の環境を活かして、ホテルが棲める環境を守る。
8. 地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁者の範囲は、小学校区域とする。

土地利用構想

ゾーン区分		整備イメージ
保全ゾーン	森林保全ゾーン	森林・里山などの大切な自然として保全するゾーン
	森林活用ゾーン	里山の環境を守りつつ活用を図るゾーン
	農業保全ゾーン	農振農用地区域などの今後とも農地を保全していくゾーン
開発許容ゾーン	集落活性化ゾーン	集落環境の維持を図り新たな住宅立地を促進するゾーン
	住工共存ゾーン	既存事業所の維持あるいは新たな産業の立地を誘導するゾーン
	沿道活性化ゾーン	県道沿道で生活利便施設等の維持や立地を誘導するゾーン